

京都市障害者施策推進協議会条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年5月28日

京都市長 門川 大作

京都市規則第9号

京都市障害者施策推進協議会条例施行規則の一部を改正する規則

京都市障害者施策推進協議会条例施行規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市障害者施策推進審議会条例施行規則

第1条中「京都市障害者施策推進協議会（以下「協議会」）を「京都市障害者施策推進審議会（以下「審議会」）に改める。

第2条中「協議会」を「審議会」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 京都市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例（平成24年5月28日京都市条例第1号）附則第2項の別に定める日は、平成24年6月25日とする。

（保健福祉局障害保健福祉推進室）